

「国民主権を空洞化する政党公費助成制度」

立正大学名誉教授 金子勝さん



11月7日、全国教育文化会館

婦人クラブは十一月七日、金子勝さんを講師に「国民主権を空洞化する政党公費助成制度」と題する学習会を開きました。婦民ではこの法が「思想・良心の自由」「政党支持の自由」などを侵すものとして「政党助成廃止を求める署名」を広げてきましたが、この秋の臨時国会へ提出の運びとなりました。これを機会に改めてこの法を学ぶ学習会となりました。

日本国憲法のもとでは、政治は「国民主権」を源泉となります。それ故に、いかなる政治問題も国民

主権に基づいて解決されなければなりません。では政党助成制度は国民主権のもとで正当性を持つものなのでしょうか。また「政党助成法」の概要から見ていきましょう。

「政党助成法」の概要

「政党助成金を受けることができる資格」①五十人以上の衆議院議員または参議院議員を有する政

治団体と、②一～四人の衆議院議員または参議院議員をして、しかも補欠選挙を除く直近の四つの国政選挙のうち、どちらか一つで得票数が有効投票総数の百分の一(二%)を獲得した政治団体にのみ、交付と便途に条件と制限がつかない政党

交付金を交付するとしています。(第二条・第四条)。

「政党交付金の交付方法について」その年の総額(直近の「国勢調査」の結果による人口に二百五十円を乗じた額)を

反対して申請していない共産党を除く)は計三百十七億七千三百六十八万円。百七十四億余円の自民党をトップに、立憲

主党二十七億余円、公明党二十九億余円、民進党三十五億余円、日本維新の会十三億余円、自由党二億余円、社民党三億余円となっています(四月三日付「日本経済新聞」朝刊)。

政党活動の自由とは

国民主権のもとでは、政党は基本的には主権者國民が国民主権を実現しようとして、つまり自己の世界観に基づく理想の政治を実現しようとして、また、その理想の政
權・國家・社会を樹立しようとして、他の主権者

の世界観に基づく理想の政治を実現しようと、その存在や活動を禁止したり、制限してはいけないのです。また国家は、政党の内的事項(党員の選任、党規則の制定、党の意思決定方法など)に干渉することは許されま

政党助成の問題点は

第一に政党に政党交付金が交付されるようになると、政党の存立と活動は交付金に依存するようになります。このことは、交付金の額の増減措置、交付金の廃止措置を操作することによって、国家

なります。このことは、政
黨にのみ交付金を交付するこ
とが、「政党の平等」の侵害となります。

③従って、一定以上の数の議員や得票率を持つ政党にのみ交付金を交付することとは、「政党の平等」と「政党の自由」に

(第七条)議員数割(議員数に応じて配分(総額の二分の一)、得票数割(得票数に応じて配分(総額の二分の一))、そ

の合計を有資格政党に交付するものとしています(第三条・第七条第二項)。



2018年5・3憲法集会で

せん。つまり国家は「政党の自由」を保障しなければならないこと

いうことで

めに、そうなると政
党は交付金を失うことを

恐れて、その政権の追従者となり、主権者国民と共にその政権(党)の反

憲法的、反民主的政治と闘うことを放棄するようになってしまいます。

第四に政党に交付され

る交付金は国民の税金で

す。自分の税金が自分の支持しない政党に行くことを拒否する人にとっては、政党への交付金の交付は、政党と国民の権及び民主主義をむしばむ危険な「麻薬」であると考えられます。

第三に政党への交付金の交付は、一般活動費であれ選挙費用であれ、主権者国民から政党を遊離

と考えられます。

それ故、各人の「思想・

」

の自由」(憲法第十九条)や「結社の自由」

を侵害することになります。

は、政党への交付金の交

付は「強制献金」です。

それ故、各人の「思想・

」

の自由」(憲法第十

九条)や「結社の自由」

を侵害することになります。

は、政党への交付金の交